

公募見積公告

御部ダム 取水スクリーン更新について、積算の参考とするため下記の通り、見積の公募を行いますので公告します。

令和7年3月25日

島根県浜田県土整備事務所長 大野 利博

記

- 1 担当部局 島根県浜田県土整備事務所 維持管理部ダム管理第三課 TEL0855-29-5678
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254番地

2 見積に付する事項

工事名	御部ダム 県単 取水スクリーン更新工事 (第2期) (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	取水スクリーン更新 N=15枚
工事場所	島根県浜田市三隅町黒沢地内外		
予定工期	令和7年7月下旬～令和8年3月中旬		

3 見積に参加する者に必要な資格（以下「見積参加資格」という。）

令和4～6年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。
また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工事種別	機械設備工事	格付又は 総合点数	なし
建設工事の種類	鋼構造物工事	許可区分	
営業所所在地	指定なし		
工事实績等	ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。 ・発注者：国（公団の後継会社、公社を含む）、都道府県（公社含む） ・建設工事の種類：鋼構造物工事 ・実績の内容：1 契約で税込み最終金額が5千万円以上のダム取水設備の新設又は更新を含む工事。（修繕、塗装、点検は除く） ※国（公団の後継会社、公社を含む）及び都道府県（公社含む）の実績は、平成21年度以降、見積公告日前日までに完了した工事を対象とする。		

	<p>※工事が、島根県総務部、農林水産部及び土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものは対象としない。</p> <p>※経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p>イ 島根県土木部等発注工事のうち、令和5年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。</p> <p>ウ 島根県土木部等発注工事のうち、令和5年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績はないが、令和4年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。</p> <p>※上記イ、ウについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。 ・工事が1件の場合には、この工事成績評定点により判断する。 ・元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として契約した工事を対象とする。 <p>エ 令和5年度及び令和6年度の見積公告前日までに完了した島根県土木部等発注工事又は令和5年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が70点以上であること。</p>
<p>その他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 見積公告の日から見積書類等提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 見積に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社と子会社の関係にある場合。</p> <p>（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>（ウ）一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。</p>

	<p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p> <p>オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>
--	---

4 見積条件等

別紙、見積条件書のとおり

5 提出書類

(1) 見積書

(2) 資格確認資料

見積参加を希望する者は、資格確認資料を提出しなければならない。（写しも可）

資格確認資料	<p>ア 以下の（ア）から（ウ）の中から、記3「工事实績等」アに該当することが分かるものを提出すること。また、その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評定通知書（写）を添付すること。（ただし、工事成績評定対象外の工事を除く）</p> <p>（ア）コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る）</p> <p>（イ）竣工検査済証等、発注者が作成したもの</p> <p>（ウ）発注者が証明したもの（写しも可）</p> <p>※（ア）から（ウ）の複数資料の組み合わせも可</p>
--------	---

6 質問等の連絡（提出先）

見積等の作成に当たり質問のある者は、内容を記述した書面をファックスで提出するものとする。
なお、ファックス送信後、担当者に電話で確認すること。

提出期限	令和7年4月15日（火）17時（必着）
担当者	浜田県土整備事務所 維持管理部 ダム管理第三課 御部ダム管理係
提出先 連絡先	ファックス番号 0855-29-5691 電話番号 0855-29-5678
回答	提出後速やかに、浜田県土整備事務所ホームページで回答する

7 見積書等提出期限及び提出先

見積書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するか、事前に

担当者に連絡のうえ、持参すること。

期限	令和7年4月23日（水）17時（必着）
提出先	〒697-0041 島根県浜田市片庭町254番地 島根県 浜田県土整備事務所 維持管理部 ダム管理第三課 御部ダム管理係

8 その他

- (1) 見積等に要する費用は、見積者の負担とする。
- (2) 見積参加資格のない者が行った見積は、無効とする。
- (3) 見積書等に虚偽の記載をした場合には、提出された見積書を無効とする。
- (4) 本見積に係る工事については、簡易型一般競争入札により執行する予定である。